

広島県告示第九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定によつて、次の森林を保安林に指定したが、森林所有者の所在が不分明なため、同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定による通知ができないので、同法第百八十九条の規定によつて、通知の内容を尾道市役所の掲示場に掲示した。

平成二十五年一月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所 在 場 所	登記上の所有者の氏名
尾道市瀬戸田町宮原字金山口三九二	松葉 稔

- 一 保安林の所在場所及び森林所有者の氏名
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
立木の伐採の方法及び限度について